

令和7年8月定例会

- 1 期 日 令和7年8月28日（木）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分
- 2 会 場 第2委員会室（本庁舎6階）
- 3 出席者 小 林 修 一 教育長
久 野 義 春 教育長職務代理者
根 本 恵美子 委員
赤 岩 けさ子 委員
- 4 出席職員 大 塚 潤 一 生涯学習部長
木 間 幸 司 生涯学習部参事（事）次長（事）教育総務課長
平 野 裕 平 生涯学習部参事（事）生涯学習推進課長
三 石 宏 生涯学習部副参事（事）郷土資料館長（兼）学芸員
澤 田 裕 介 生涯学習部主幹
猪 股 興 一 学校教育課長

竹之内 純一 学校教育課指導室長

吉 野 恭 明 学校教育課指導室主幹

後 野 真 弥 文化・スポーツ課長（兼）学芸員

1 議案事項

議案第1号 令和7年度教育費9月補正予算について

2 報告事項

報告第1―1号 鎌ケ谷市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表基準設置
について

報告第1―2号 鎌ケ谷市いじめ防止基本方針

報告第2号 令和7年9月の行事予定について

報告第3号 学校の近況報告について（指導）

報告第4号 学校の近況報告について（管理）

3 その他報告

（1）鎌ケ谷市中学生平和教育生徒派遣事業実施報告

（2）教育旅行エスコンフィールドHOKKAIDO応援ツアー（実績報告）

4 傍聴者

あり（1名）

教育長	ただいまから、鎌ケ谷市教育委員会 8 月定例会を開会します。 本日の出席者は 5 名。定足数に達しておりますので、ただいまから、鎌ケ谷市教育委員会 8 月定例会を開会します。
教育長	本日の定例会の会議録署名委員については、根本委員を指名します。
教育長	本日の教育委員会会議の傍聴人は 1 名です。傍聴人を入室させてください。
= 傍聴人入室 =	
教育長	傍聴人にお願ひがあります。係員から配付された傍聴に関する注意事項を遵守の上、傍聴されますようお願ひします。
教育長	本日の審議案件について、事務局の説明をお願ひします。
教育総務課長	本日の審議案件は、議案事項 1 件、報告事項 4 件です。 よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。
教育長	審議に入ります前に、議案第 1 号「令和 7 年度教育費 9 月補正予算について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項であり、報告第 3 号「学校の近況報告（指導）」及び報告第 4 号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。 よって、これらの案件につきまして、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第 13 条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。
教育長	議案第 1 号、報告第 3 号及び報告第 4 号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。
各委員	異議なし。

教育長

ご異議がございませんので、議案第 1 号、報告第 3 号及び報告第 4 号を「非公開」といたします

教育長

これより非公開案件となりますので、傍聴人は退席願います。

= 傍聴人退室 =

《ここから非公開》

議案第 1 号「令和 7 年度教育費 9 月補正予算について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

= 議決事項終了 =

《ここまで非公開》

教育長

非公開案件が終了しましたので、傍聴人の臨席を許可します。

…………… ここから報告事項 ……………

報告第 1—1 号「鎌ヶ谷市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表基準設置について」及び報告第 1—2 号「鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針」について

指導室主幹

「鎌ヶ谷市いじめ重大事態に関する調査報告書」の公表記事の趣旨としましては、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版」に準じたかたちとなっております。

いじめ重大事態の調査結果をまとめた調査報告書には、「調査報

告書を公表するか否かに当たっては、公開事案の内容や重大性対象児童生徒、保護者の意向、また、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断するものである」としつつ、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」と示されています。加えて、「調査報告書の公表の在り方や方法についても、事前に方針等を定めておくことが望ましい」と示されています。

以上の事由にかんがみ、今後、一層のいじめ重大事態に対し、適切な対処をしていくため、このたび公表基準を定めるものです。

「公表基準設置方針」についてご説明します。

文部科学省のガイドラインを基に、つぎの点を踏まえて公表基準を定めました。

一つ目が、公表することの「目的」です。

文部科学省ガイドラインでは、調査報告書の公表について、以下のように示されています。

「調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。」

このように、公表することによって、より社会全体でいじめ防止対策を考える契機となること、学校及び教育委員会が目指すべき方向性を明らかにすること、学校及び教育委員会の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策などを示すことで、家庭や地域にも事実関係の実態実状を共有することになり、いじめの未然防止や早期発見の取組を促進することにつながると考えられます。

二つ目は、公表することで考えられる「弊害」です。

文部科学省ガイドラインには、調査報告書の公表に際しての注意点として、「他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。」また、「公表することで、対象児童生徒の尊厳が傷つけられたり、対象児童生徒を含む関係者の生活等に支障が生じたりすることは絶対に避けなければならない。」とされています。

現在も、いじめ重大事態の調査報告書は公表されておりますが、

その内容が、マスコミによる報道やSNSなどによって発信、拡散されることもあります。

文部科学省ガイドラインにも示されておりますが、公表に当たっては、児童生徒の個人情報やプライバシーの観点から、個人情報には十分に留意していく必要があります。

したがって、公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表の目的、内容、方法等について丁寧に説明し、できるかぎり理解を得るよう努めることが必須であり、かつ重要です。

以上の内容を踏まえ、関係者の「尊厳」を第一とした公表基準を定めることとしております。

調査報告書の「公表」について、ご説明いたします。

本市のいじめ防止基本方針は、次のような内容になっております。

1つ目が「公表基準の位置づけ」です。

2つ目が「再発防止に向けての意義、調査対象者の尊厳を守ること」です。

3つ目が公表に関する「方針」です。

4つ目が公表の「手順」になります。

教育長

つづけて、報告第1—2号「鎌ケ谷市いじめ防止基本方針について」、事務局からの説明をお願いします。

指導室主幹

先刻の説明にありましたとおり、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表基準について」を「いじめ防止基本方針」として組み入れることから、一部改定を行います。

「1 公表基準」です。

公表基準の位置づけは、文部科学省が示しているガイドラインに基づくものとなっております。

「2 基本姿勢」ですが、文部科学省ガイドラインに基づき、本市においては、次の3点を踏まえて公表していくこととします。

1つ、公表することにより、社会全体でいじめ問題を考える契機となること。2つ、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止や早期発見の取組を促進し、風通しの良い教育環境を創り上げる

ことができること。3つ、公表されることにより、対象児童生徒を含む関係者の生活や学習に支障が生じたり、いじめを行った児童生徒の反省や対象児童生徒との関係修復が阻害されたりするようなことがないようにすること。なお、「対象児童生徒」とは、「いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある児童生徒」のことであることを申し添えておきます。

「公表に関する基準」について、ご説明いたします。

次の3点、すべての要件を満たす場合に、調査報告書を公表します。

1点目は、「原則として、対象児童生徒及び保護者が公表に同意していること」です。なお、保護者が公表を望む場合であっても、対象児童生徒本人が公表を望まない意思を示しているとき、又は明確な意向を示さないときは、調査報告書のうち、再発防止策に関する部分のみを公表対象とします。

2点目は、「公表によって対象児童生徒を含む関係者の生活や学習、いじめを行った児童生徒の反省や対象児童生徒との関係修復その他の学校の教育活動に対する重大な支障が生じるおそれがないと認められること」になります。

3点目は、「過去に対象児童生徒及び保護者との間で、調査報告書を公表しないことを確認したことがある事案ではないこと」になります。

殊に、関係者の意向については、しっかりと確認を行います。そのなかで、対象児童生徒及び保護者、関係児童生徒及び保護者の双方に対しては、丁寧に説明を行います。なお、「関係児童生徒」とは、いじめを行った疑いのある児童生徒、その他当該重大事態になんらかの関わりのある児童生徒を指します。

「公表内容」についてですが、事案の内容や対象児童生徒及び保護者の意向も踏まえ、個人情報保護法及び鎌ヶ谷市情報公開条例の規定に照らして判断し、対象児童生徒及び保護者による公表資料案の確認を経た上で確定します。

「公表の方法」ですが、調査報告書の一部を黒塗りした「黒塗り版」、又は調査報告書の「公表版」のどちらの方法によるかを対象

児童生徒及び保護者と協議した上で作成し、市のホームページに掲載します。

なお、対象児童生徒及び保護者から調査報告書に対する所見書が提出されている場合、その旨を公表資料に併記します。

「公表期間」ですが、原則として公表開始から3か月を経過する日までとします。ただし、次の場合は公表期間内であっても掲載を中止します。

1つ目は、対象児童生徒及び保護者側から掲載中止の要請があった場合。2つ目は、公表された情報が濫用され、SNS等をはじめ、誹謗中傷や根拠のない噂により対象児童生徒及びその保護者、並びに、関係児童生徒及び保護者の権利が侵害されるような行為が認められた場合です。しかし、公表期間終了後も、鎌ケ谷市情報公開条例に基づき、公開された調査報告書についても開示請求をすることは可能です。

「公表の範囲」についてですが、公表の範囲は、通常、個人情報保護法及び鎌ケ谷市情報公開条例の定める不開示情報に該当するものについては、公表できないこととします。

「公表手順」は、調査終了後、対象児童生徒及び保護者の意向を確認の後、関係児童生徒及び保護者にも公表の説明を行い、公表資料の作成を進めていきます。ホームページの公表前に対象児童生徒及び保護者の最終確認を経て公表となります。

教育長

ただいま、報告第1―1号及び報告第1―2号の説明がありました。

報告第1―1号及び報告第1―2号、併せてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

久野委員

報告第1―2号ですが、第2章の3「相談・情報収集及び関係機関等との連携体制の充実」の文中、「いじめ重大事態の調査を行わせる」という表記があります。

第三者委員会に調査を〈行っていただく〉ものであるのですから、調査を〈行わせる〉という表現はいかななものでしょう。

指導室主幹	ご指摘、ありがとうございます。表現につきましては、いま一度、教育委員会で確認を進めていきます。
教育長	ほかにございますでしょうか。
久野委員	第４章において、「保護者・市民の役割」として、市民にもそれなりの意識づけを要請しているわけですが、１０ページの「対策組織」には市民あるいは市民の組織・団体といったものが入っておりません。 市民の役割といったものは、あるいは「地域との連携」のなかに含まれるものであるため、やはり「市民の役割」といった表題を掲げている以上、この「対策組織」には、「市民」という言葉を入れるべきと考えます。
指導室主幹	１０ページの「いじめの防止等の対策組織」には、教育委員会・学校とのなかで、いじめ重大事態やいじめに関する事例が発生した場合の連携体制を図示してあります。 鎌ヶ谷市教育委員会が設置をしている協議会において、関係機関と協力連携を密にしていくということを示しています。 このメンバーには、ＰＴＡ連絡協議会も入っておりますし、市民の果たすべき役割は大きなものであると思っております。
久野委員	市民との関係において、自治会組織であるとか、関係市民団体、ＰＴＡの協議会があるのですから、市民は個人個人、積極的にこの問題に介入しなくてよいということにならないでしょうか。もちろん、そういう組織・団体のなかに市民が含まれているのであれば構わないのですが。
指導室主幹	市民の役割が、こうした協議会に個別の市民も含まれている以上、その場において、様々なご指摘・ご意見をいただく場と捉えています。 教育委員会としても、幅広く意見を取り入れる方策等については、一層の調査研究を進めてまいります。

教育長	ほかにございますでしょうか。
根本委員	「公表対象」の要件として、「過去に対象児童生徒及び保護者との間で調査報告書を公表しないことを確認したことがある事案ではないこと」という件について補足説明をお願いします。
指導室主幹	調査のスタートの段階で、「調査報告書は公表する」旨を双方に伝えます。その上で、対象児童生徒とその保護者が公表を望むのか望まないのか、その意向を確認することになります。 仮に、調査報告、調査を行う段階で「公表は望みません」という回答をいただいている場合には、その後、公表に至るという段階になっても、公表はできないということになります。
根本委員	ありがとうございます。
教育長	よろしいですか。 では、報告第2号になります。
教育総務課長	報告第2号 令和7年9月の行事予定 (資料に基づき、説明を行いました)
教育長	以上、報告第2号について、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。
各委員	特になし。
教育長	報告第3号及び報告第4号に移ります。 傍聴人におかれましては、個人情報等を含む案件になりますので、退席をお願いします。

= 傍聴人退室 =

《ここから非公開》

報告第3号「学校の近況報告（指導）について」及び報告第4号「学校の近況報告（管理）について」の報告がありました。

《ここまで非公開》

教育長

それでは、本日の定例会における報告事項についてはすべて終了いたしました。

以上で、「鎌ヶ谷市教育委員会8月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 3 2 条の規定に基づき署名する。

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

教 育 長 小 林 修 一

教育委員 根 本 恵 美 子

作 成 者 風 野 憲 行